

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 7月 9日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

10番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第 7 号 「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出の取り止めについて

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 池原次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>小野農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成26年7月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは(5)番(中桐 敏憲)委員と(6)番(田邊 洋樹)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に7件の申請がありました。</p>

	<p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】</p> <p>4番につきましては、7月3日に申請人より取り下げがありました。</p> <p>そのほか1番から3番及び5番から7番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1頁1番から3番及び5番から7番は調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から7番までの計7件の内、4番は取り下げ。残り6件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から7番までの計7件の内、4番は取り下げ。残り6件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から4番について調査票をもとに朗読・説明】</p>

	<p>1番について、申請地はすでに宅地の一部として利用されているが、申請内容と利用形態が一致しないため、取下げを行い再度申請する旨の申し出があったため保留とのことでした。しかし、平成26年7月8日付けで申請代理人から取り下げ書が提出されたため、取下げとなっております。</p> <p>2番から4番についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から4番までの計4件の内、1番は取り下げ。残り3件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から4番までの計4件の内、1番は取り下げ。残り3件は、許可と決定いたします。なお、許可とした3件につきましては、7月18日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から9頁にかけて30件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農</p>

地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

1番についてですが、計画地の中に水路と道路が含まれています。これらについて用途廃止を行い、払い下げを受ける予定となっておりますが、用途廃止を行う前の境界確定ができていないため保留となっております。

今回、道路管理者・水路管理者に確認を行ったところ、境界確定は完了しておりますが、用途廃止を行う部分の表示登記が完了していなかったため、事業面積の確定ができませんでした。倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、今回は保留とのことでした。

25番についてですが、申請地に隣地（申請地の土地所有者）の駐車場がすでに造成されております。この部分は別途農地法第4条の許可申請を提出していただく必要があり、土地利用計画を再考していただく必要があることと、申請人に違反転用があるため、是正指導を行う必要があるため保留とのことでした。

26番についてですが、土地利用計画において、未利用地があるため、計画を具体化して説明を追記するよう指示を行っております。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、農地部会前日までに土地利用計画が明確にされれば許可、されなければ保留とのことでした。

平成26年7月8日に申請代理人と申請人が土地利用計画書を農業委員会事務局玉島駐在に提出を行い、地区担当の農業委員と確認を行ったところ雨水の排水計画を再度検討してもらう必要はありますが、土地利用計画が明確にされていたことから許可意見となっております。

これらを除く27件につきましては、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

許可意見されました28件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から9頁30番までの計30件の内、1番、25番は保留。残り28件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可

各委員	<p>とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から9頁30番までの計30件の内、1番、25番は保留。残り28件は、許可と決定いたします。なお、許可とした28件につきましては、7月18日開催予定の岡山県農業会常任会議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p>
事務局 則本主任	<p>次に、10頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p>
事務局 則本主任	<p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、10頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について事情を詳しく確認する必要があるため、7月開催の倉敷南地区協議会に賃貸人を招致して事情聴取を行う旨、ご承認をいただきました。</p> <p>今回、7月8日開催の倉敷南地区協議会において、賃貸人を招致し事情を伺いました。聴取内容につきましては、お手元に配付しております意見聴取票（賃貸人）に記載しておりますのでご覧ください。</p>
事務局 則本主任	<p>聴取した内容は、</p> <p>1. 賃貸借の経緯について、2. 賃借料の支払いについて、3. 賃借人の耕作状況と賃貸人の対応について、4. 賃貸人の耕作状況と今後の利用計画について、5. その他 です。</p> <p>今回の案件について、倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、賃貸人が主張する信義に反する行為等の事情について賃借人から弁明を求める必要があり、8月開催の地区協議会に賃借人を招致して、事情聴取を行うため今回は保留とすることでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	事務局の説明では、1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。
各委員	
【 異議なしの声あり 】	
議 長	異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。
議 長	次に、11頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
議 長	おそれいります、中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようをお願いいたします。
	(中桐委員 退席)
議 長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	則本です。それでは説明させていただきます。
則本主任	議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から14頁にかけて25件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。
	利用権の種類の内訳は、賃貸借7件、使用貸借18件です。
	また、利用期間の更新は9件で、更新切れを含む新規は16件でした。
	面積は58,839㎡です。
	今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが4件、農業生産法人によるものが1件、個人によるものが20件です。
	借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。
	議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、25件とも承認が相当と判断します。
	なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見



議 長	<p>でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は11頁1番から14頁25番までの計25件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、25件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局，中桐委員さん入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、15頁をお開きください。議案第6号『「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について』を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第6号【「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】でございますが、倉敷市長から平成26年6月23日付（農第464号）で意見を求められています。これは、分家住宅2件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、16頁の回答の1 回答を『「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」について、施設番号8，9番は農地転用の見込みがないため承認できません。』と変更し、2の条件を削除して回答を行うことで承認されました。</p>

<p>議 長</p>	<p>ご審議の程，よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明では，議案第 6 号『「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について』は，16 頁の回答案の「1 回答」を『「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」について，施設番号 8，9 番は農地転用の見込みがないため承認できません。』と変更し，「2 条件」を削除して回答してよろしいかとのことですが，何かご異議・ご質問等ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので，議案第 6 号は承認されました。</p> <p>次に，17 頁をお開きください。議案第 7 号『「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について』を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 渡辺主任</p>	<p>渡辺です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第 7 号【「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】でございますが，倉敷市長から平成 26 年 6 月 23 日付（農第 463 号）で意見を求められています。これは，分家住宅 1 件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>この件につきまして，真備地区協議会でご審議いただきましたが，18 頁の回答案の 1 回答を『「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」について，施設番号 16 番は農地転用の見込みがないため承認できません。』と変更し，2 の条件を削除して回答を行うことで承認されました。</p> <p>ご審議の程，よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では，議案第 7 号『「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について』は，18 頁の回答案の「1 回答」を『「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」について，施設番号 16 番は農地転用の見込みがないため承認できません。』と変更し，「2 条件」を削除して回答してよろしいかとのことですが，何かご異議・ご質問等ございませんか。</p>

各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に19頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告 について</p> <p>23頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 26頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について 35頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 36頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて 37頁をお開きください。</p> <p>報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局 渡辺主任	<p>19頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告 について」でございますが、19頁から22頁にかけて17件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたもの でございます。</p> <p>次に23頁をお開きください。</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」        でございますが、23頁から25頁にかけて19件の市街化区域内農地に係る転用        届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に26頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」        でございますが、26頁から33頁にかけて43件の市街化区域内農地に係る転用        届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、34        頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、        2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専        決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」ござい        ますが、35頁に2件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」ございま        すが、36頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」ございま        すが、37頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号についてはすべて承認するこ</p>
----------------------------------	---

<p>事務局 池原次長</p>	<p>とと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年8月12日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第 11 条第 2 項の規定により署名・押印をする。

平成 26 年 7 月 9 日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員